

## 東近江市ひばり公園等の指定管理者の指定につき議決を求める ことについて

東近江市ひばり公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市ひばり公園	滋賀県東近江市池庄町610番地	令和3年4月1日から
東近江市湖東体育館	公益財団法人東近江市地域振興事業団	令和6年3月31日まで
東近江市すこやか の杜運動公園		

#### 提案理由

東近江市ひばり公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。